

議員提出第 13 号議案

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する
条例

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 7 年 11 月 25 日

提出者

議会運営委員会委員長 生 越 俊 一

(別紙)

議員提出第13号議案

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成14年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を次のように改める。

3 鉄道賃、船賃及び航空賃の額については、当分の間、職員の旅費に関する条例（昭和27年島根県条例第11号）第14条第2項、第15条第2項及び第16条第2項中「最下級の運賃の額」とあるのは、「最上級の運賃の額」として、これらの規定を適用する。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。